

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 六四七^ハ

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(環 境 生 活 政 策 課) 六四九
(商 業 流 通 課) 六四九

告 示

岐阜県告示第四百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町大島字上谷一七二の五一から一七二の五四まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 五 年 十 月 一 日

第 二 千 四 百 八 十 四 号

平 成 二 十 五 年 十 月 一 日

(火 曜 日)

岐阜県告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝奥住字明山二七五二の二、二七五三の二、二七五三の二、二七五四の二、二七五四の二、二七五五の二、二七五五の二、二七五五の二から二七五七の三まで、二七五八の二、二七六二から二七六四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町檜原字月戸平六一〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町上之郷字中谷六八七〇の一、六八七一の一、六八七一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年九月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グループホームいきいき
- 三 代表者の氏名 沖村 勇夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町西上田二〇九六番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、社会的自立を目指す、精神障害者及び知的障害者に対して地域生活の援助に関する事業を行い、精神障害者及び知的障害者の社会復帰の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十五年十月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。
 平成二十五年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十五年九月十八日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称)クスリのアオキ西郷店 岐阜市中二丁目一七二 一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十六年五月十五日
- 五 店舗面積 一、五五二平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 六五台
- 七 荷さばき施設の面積 四〇平方メートル

平成二十五年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社